

令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務委託 企画提案書作成要領

・契約予定者（以下「受託者」という。）を特定後、静岡県西部地域局（以下「委託者」という。）は受託者と本書及び企画提案書に基づいて業務内容の協議を行い、仕様を決定した上で委託契約を締結する。

1 適用

本要領は「令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務委託」の企画提案に適用する。

2 目的

本業務は、台湾又は韓国の市場に影響力を有するインフルエンサーを招聘してファムトリップを実施し、その体験を対象市場の一般消費者向けに発信することにより、西部地域の認知度向上及び将来の来訪意欲の喚起を図ることを目的とする。併せて、インフルエンサーによる外国人旅行者目線の評価と受託者の専門的な分析を通じて、西部地域の強み、受入上の課題及び今後訴求すべきテーマを明らかにし、西部地域の各市町が今後実施するインバウンド施策に活用できる成果を得るものとする。

3 委託業務名

令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務

4 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月17日まで

5 対象市場

対象市場は台湾及び韓国とし、台湾のみ、韓国のみ又はその双方を対象とするかは、受託者の企画提案に基づき、委託者と協議の上決定する。

6 ターゲット

ターゲットは、台湾又は韓国に居住する日本旅行経験者又は日本旅行への関心が高い者のうち、東京、大阪等の定番観光地にとどまらず、日本の地方旅行にも関心を有する層を基本とする。

7 提案事項

(1) 対象市場

台湾のみ、韓国のみ又はその双方を対象とするかを理由とともに提示すること。

(2) 招聘候補のインフルエンサー

- ア 対象市場から招聘するインフルエンサーの候補を1組以上提示すること。
- イ 招聘基準として、SNS フォロワー数10万人以上、又は市場に応じて同程度の影響力を有するインフルエンサーとする。
- ウ 候補者の情報（SNS アカウント等）を提示すること。候補者ごとに、主な発信媒体、フォロワーの数、過去投稿の平均閲覧数又は再生数を示すこと。
- エ 候補者の過去の投稿内容、法令違反又は公序良俗に反する投稿の有無、タイアップ実績その他の事項を確認し、本業務の担い手としての適性や信用上のリスクを事前に検証すること。

(3) ファムトリップ行程

- ア ファムトリップは令和9年1月末までに実施し、2泊3日以上とする。実施時期及び具体的な日数は、訪問先の季節性、混雑状況、発信効果及び費用対効果を考慮して提案すること。
- イ 訪問対象は、湖西市、磐田市、袋井市、掛川市、菊川市、御前崎市及び森町とし、原則として3市町以上を訪問すること。
- ウ 観光地を単に羅列するのではなく、対象市場及びターゲットに響く行程全体のコンセプト又はストーリーを設定すること。
- エ 食、文化、体験、自然、買物等を適切に組み合わせ、西部地域の特色が伝わる行程とすること。
- オ 訪問先での取材・撮影時間、説明時間、体験時間及び移動時間を適切に確保し、交通事情を踏まえた実現可能な行程とすること。
- カ 海外から日本への出入国空港は、富士山静岡空港又は中部国際空港とする。
- キ ファムトリップ当日の移動には、撮影効率及び安全性を考慮し、貸切車、専用車等を使用することができる。

(4) インフルエンサーによる SNS 等での情報発信

- ア インフルエンサーが、訪問先及び西部地域の魅力に関する情報を SNS 等により発信することとし、使用する媒体、発信内容、発信回数及び発信時期について、インフルエンサーの特性及び対象市場を踏まえて提案すること。
- イ 情報発信によるプロモーション効果を測定するため、リーチ数、エンゲージメント数、動画再生回数等の指標を設定し、その目標値を併せて提案すること。

(5) 委託料に含む経費

ア 企画提案時に、経費区分ごとの積算内訳を記載した見積書を提出すること。

イ 委託料には、業務の履行に必要な一切の経費を含むものとする。

(例：国際航空運賃、国内交通費、車両借上料、駐車料金、宿泊費、食費、体験料、入場料、インフルエンサー謝金、撮影費、同行スタッフ費、通訳費、保険料、行程の企画・調整費、情報発信費、成果品作成費など)